

国土交通省等における 最近の主な取組

国土交通省における取組

バリアフリー基準等検討会について

趣旨

- 公共交通機関においては、公共交通事業者等が、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところ。
- 交通バリアフリー基準及びガイドラインは、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改訂を行ってきたところであるが、令和8年度においては、以下の事項について検討等を行う。
 - ①線路と平面交差する旅客用構内通路（いわゆる「構内踏切」）の移動等円滑化について
 - ②当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題の最終とりまとめを踏まえたガイドライン見直しの検討について
 - ③トイレ内の設備等の記載に関する検討について

検討会構成員

学識経験者、有識者、当事者団体（各障害者団体）、公共交通事業者団体、関係省庁（オブザーバー）

検討スケジュール（案）

時期	実施計画	
令和8年12月頃	第1回検討会	・ 令和8年度基準検討会の設置について ・ 構内踏切の移動等円滑化に関するWGの報告について ・ 誘導案内表示の検討に関するWGの報告について ・ ガイドラインの改訂案等の検討（トイレ内設備 等）
令和8年度中	第2回検討会	・ ガイドラインの改訂案等の検討（構内踏切、誘導案内表示 等）

キャンペーン概要

改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「高齢者障害者等用施設等※の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行。

本施行を踏まえ、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」を推進。

※高齢者障害者等用施設等

バリアフリースイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指す。

～ キャンペーンポスター ～



(バリアフリースイレ) (車椅子使用者用駐車施設等) (旅客施設等のエレベーター) (車両等の優先席)

令和7年度実績

■実施期間

令和7年12月3日～令和8年1月8日

※12月3日～12月9日 障害者週間

※キャンペーンは令和3年度より実施

■協力団体、機関等におけるポスター掲示等による周知

- ・公共交通機関
- ・都市公園
- ・商業施設
- ・地方公共団体
- ・SA・PA
- など

■SNSを活用したキャンペーン実施の周知

- ・国土交通省公式X

各地方局等の取組

- 庁舎内におけるポスター掲示
- チラシの配布

ベビーカー利用キャンペーン

キャンペーン概要



『ベビーカーマーク』

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道や車両スペース等）を表示。ベビーカーマークは平成27年5月に JIS 化。ベビーカーマークのあるスペースについて一般利用者の配慮を呼びかけ。

国土交通省では、平成26年より**毎年5月頃、ベビーカーキャンペーン**として、「ベビーカー利用にあたってのお願い」と「ベビーカーマーク」を広く周知・浸透させる取組を実施。また、令和6年度より**11月の「こどもまんなか月間」**においても同様のキャンペーンを実施。



ポスター



チラシ

車内デジタルサイネージ
(鉄道版・バス版)

令和8年度実施概要

○ベビーカーキャンペーンの実施

駅や鉄道・バス車両、商業施設などにおいて、ポスター、デジタルサイネージ等により周知。

	ポスター
駅、車両等	約32,000枚
建築物	約700枚

※その他、車内アナウンスを実施するなど事業者独自の取組を実施。

○国土交通省公式Xへの掲載

○ポスターやデジタルサイネージ等により周知

○国土交通省HP等においてベビーカーマーク及びキャンペーンの実施の周知

○政府広報提供ラジオ内CMにて放送

○地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発

○病院(約60カ所)へのポスター配布(令和6年度から)

公共交通機関における子ども用車椅子の取扱いについて

子ども用車椅子（バギー型車椅子）の特徴

姿勢を保てない等の子どもが、背もたれの角度を変えられたり、姿勢を固定できたりする「バギー型」の車椅子を利用。ベビーカーと間違えられ、必要な介助が受けられない場合があるため、配慮することが重要。（※）

○折りたためない

車椅子であり、座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、車体を折りたたむことは容易ではない。

○重量がある

車椅子自体の重量に加え、医療機器を搭載している場合もある。車体を持ち上げて大きな段差などを越えることは非常に困難。

○「子ども用車椅子マーク」を付けた利用者あり

※ベビーカーを子ども用車椅子と同じ目的で使用している場合もある。



認知度向上に向けた各種取組

○公共交通事業者等への周知

公共交通事業者への周知を行うとともに、駅や鉄道・バス車両、商業施設などにポスターを掲出。

○子ども用車椅子マーク

「子ども用車椅子」だと判別しやすいように、団体等にて独自にマークを作成。



＜子ども用車椅子マークの一例＞



一般社団法人mina family

バギーマークのお店

ICTを活用した移動支援等サービスの事例①

高齢者、障害者等の移動における困りごとにICT活用により対応するサービスの事例は以下のとおり。今後、総務省が構築したデータベース『情報アクセシビリティ支援ナビ（Act-navi）』※への掲載を提案予定。

※障害者や高齢者の困りごとを解決できるICT機器やサービスに関する情報を提供するデータベース

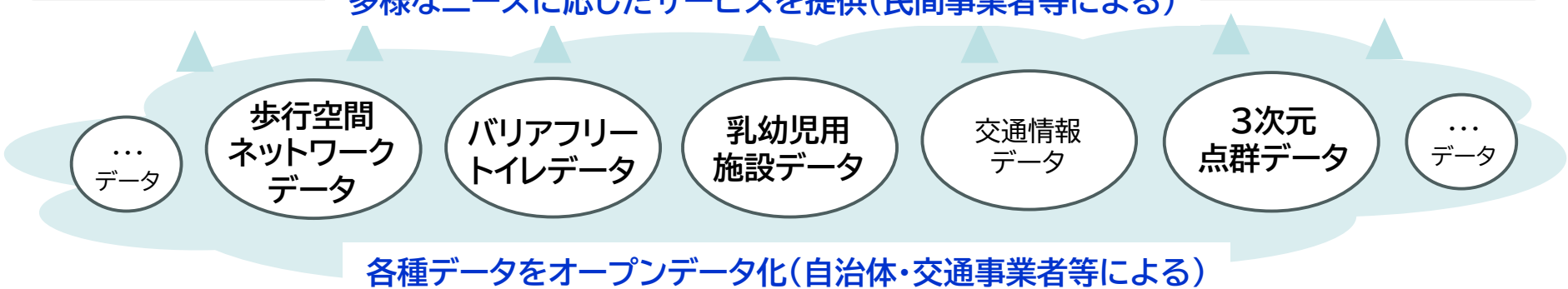
障害特性等	サービス名	概要・特長
視覚障害	あしらせ	視覚障害者の歩行をサポートするナビゲーションデバイスで、靴に取付け、専用アプリで目的地を設定。足元の振動で目的地へ案内する。
	アイコサポート	専門のオペレーターが、視覚情報を声で伝達する通話サービス。スマートフォンによる位置情報とカメラの映像を、遠隔地にいるオペレーターが確認して案内。
	みえるアナウンス	専用アプリ不要で、駅構内アナウンスを多言語化・文字化できるサービス。駅構内に設置された専用のパネル「トリガーボード」に、スマートフォンをかざすかQRコードを読み取ると、その駅で駅係員用のアプリを使って放送されたアナウンスの内容が、多言語で文字表示される。
	AIスーツケース	AIスーツケースは、視覚障害者が日常生活で自然に携行できることを目指したスーツケース型ナビゲーションロボット。
	shiKAI	点字ブロック上に表示されたQRコードを、専用アプリで起動したスマートフォンのカメラで読み取ることで、現在地から目的地までの正確な移動ルートを音声で誘導案内するシステム。
	ナビレンス	視覚障害者の移動支援や公共スペースでのアクセシビリティ向上を主な目的としたスマートフォン用無料アプリ。フォーカス不要、長距離から読み取れるコードをアプリで読み取ることで、位置情報や周囲の環境情報などを音声とサウンドで取得。
	Be My Eyes	視覚障害者と、ボランティア（晴眼者）を繋ぐアプリ。視覚障害者が困った時に、スマホのカメラを通じて送られた映像を、登録したボランティアが読み上げる。
	Eye Navi	道案内と障害物検出、歩行レコーダー機能を備えた視覚障害者向け歩行支援アプリで、目的地までの方向や経路、周辺施設、進路上の障害物、歩行者信号の色、点字ブロック等を音声で知らせる。
	ぶるなび	特殊振動（非対称振動）により、引っ張られている感覚（牽引力感）を与える技術／デバイス。
	信GO!	今いる交差点の歩行者信号が、「青」「赤」「青点滅」のどの信号を表示しているかをスマートフォンからの音声・振動・画面表示で知ることができる、歩行者支援アプリ。高度化PICS機器が設置された交差点において、Bluetoothによりスマートフォンとの通信を行う仕組み。

ICTを活用した移動支援等サービスの事例②

障害特性	サービス名	概要・特長
聴覚障害	シースルーキャプションズ	話し手の音声を音声認識によって文字に変換し、聞き手との間にある透明ディスプレイにリアルタイムでテキスト表示するシステム。
	ヨメテル	電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリ。24時間・365日、双方向での利用が可能。
聴覚障害	エキマトペ	駅にあふれる音を視覚的に表現する装置。AIを使い、電車の発着音やドアの開閉音といった環境音、アナウンスの音などを識別し、文字や手話、オノマトペのアニメーションで表示、毎日の鉄道利用が楽しくなるような体験を提供。
	音声翻訳表示ディスプレイ（VoiceBiz® UCDisplay®）	音声認識した内容を、高精度な翻訳文章として透明ディスプレイに表示。窓口・受付など相手の顔を見ながら会話する場面で、自然な会話を促進する。
	SureTalk	手話ユーザーと音声ユーザーのコミュニケーションをより円滑にするサービスで、手話と音声をリアルタイムでテキストに変換し、画面を通して会話が可能。
	Auracast™	Bluetoothの新規格。1対多数の音声配信が可能、ペアリング不要といった特徴から公共空間での利用にも適している。
知的障害 発達障害	知的・発達障害のある児童がICTを活用して、1人で通学経路を路線バスで移動する実証実験	知的・発達障害のある児童が安心して公共交通機関を利用できる環境を、ICTを活用することで実現する実証実験。支援アプリ「アシストガイド」を活用し、どのような手順でガイドをすれば、知的・発達障害のある児童が1人で路線バスを利用して通学経路を移動できるかを確認。
肢体不自由	ユニバーサル地図/ナビ	利用する方々に合わせた移動の参考情報を提供する新しい地図・ナビで、全国の自治体・事業者・関係企業等と連携し、徒歩区間における最短ルートや自治体が発信する公式情報、ユーザーが投稿した車椅子走行ログや利用したスポットのバリアフリー情報などを掲載。
	miniTokyo3d	東京の公共交通のリアルタイム3Dマップ。今、実際に動いている列車や発着している旅客機をリアルな3Dマップ上に滑らかなアニメーションで表現する。
乗降介助を必要とされる方	一括サポート手配	交通事業者の介助依頼を一括で行う「一括サポート手配」を提供しており、「TEMAIRAZU」をシステム接続することで、バスやタクシー、鉄道、航空といった交通事業者の介助依頼手配と、宿泊施設の予約を一括で可能にする。
	Passenger Assistance	電車での移動時にサポートが必要な方が「安心して移動できる」よう、事前にサポートをリクエストできるWEBサービス。出発駅・到着駅・日時・必要なサポート内容を入力するだけで、駅係員にサポートのリクエストを送信できる。
事業者向け	鉄道事業者向け移動制約者ご案内業務支援サービス	車椅子や白杖利用者を案内する際、受付から乗車／降車サポート実績管理といった、駅係員の案内業務をトータルで支援する鉄道事業者向けの業務支援サービス。

- 誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現を、ICTの活用により目指すもの。
- 具体的には、段差を避けた経路検索・案内やバリアフリー施設情報提供等の多様なサービスが、歩行空間を利用する人・モノの様々なニーズに対応する各種データのオープンデータ化の促進により、民間事業者等から提供される環境の構築を推進。

ICTの活用により誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会を実現(イメージ)



AI技術を活用したデータ整備支援ツールの概要

- スマートフォンで撮影した写真をアップロードすると、AIが写真を解析し、設備の属性情報を自動的に抽出
- 調査者は抽出結果を確認し、必要に応じて修正することで、効率的にデータを整備可能

①写真をアップロード
設備を撮影し、アップロード



②AIが写真を解析



③設備の有無を自動で抽出 ④確認・修正して登録

	便座の背もたれ	有
	便座の手すり	有
	便座の手すりの可動	無
	乳幼児用おむつ交換台	無
	乳幼児用椅子	無
	着替え台	無

抽出結果を確認し、必要に応じて修正したうえで登録

↓
バリアフリーマップや
子育て支援マップで活用！



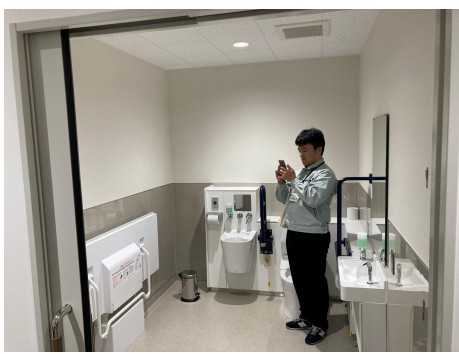
バリアフリー施設等データ整備の現地実証

【実施概要】
自治体職員や市民ボランティア等が、AIによる設備情報の自動抽出機能を活用して、バリアフリー施設等データを整備

【実証箇所①】
日時:令和7年11月27日(木)
対象自治体:大阪府池田市
対象施設:池田市役所 他5施設



【実証箇所②】
日時:令和7年11月26日(水)
対象自治体:大阪府豊中市
対象施設:豊中市役所 他2施設



今後の実用化に向けて詳細検討中

文部科学省における取組

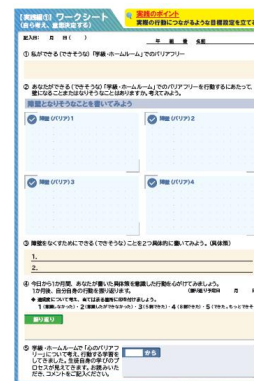
心のバリアフリーノート

経緯

- ・平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- ・平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- ・平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- ・**令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。**

内容・構成

- ・**様々な心身の特性や考え方をもつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、児童生徒用(小学生用、中高生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中高生用)を作成。**
- ・「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。



※各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供とは

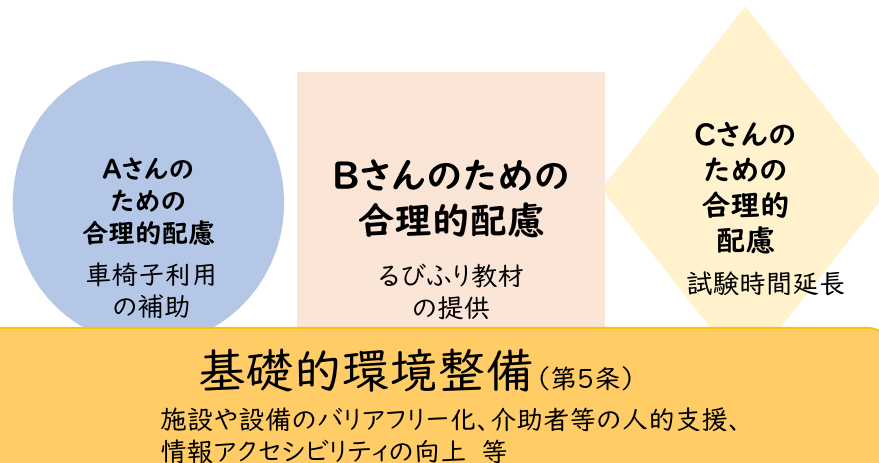
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものである**、**基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたるために必要な事項**を定めたもの。

合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について

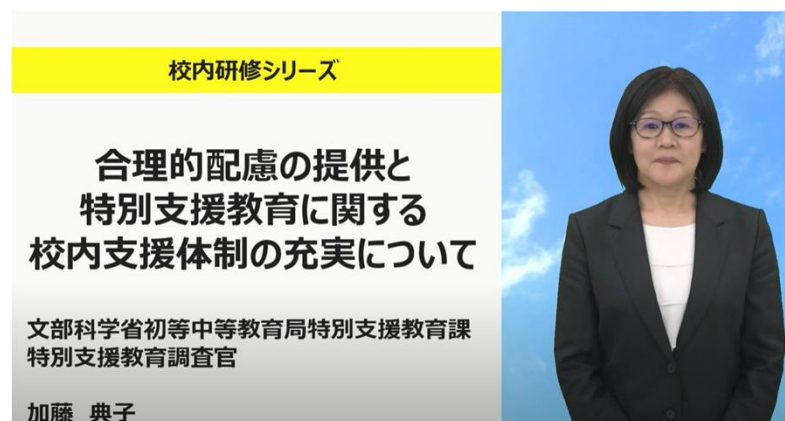
- 特別支援教育を受ける児童生徒の増加の現状を踏まえ、更なる特別支援教育の推進を目指すことが求められています。加えて、令和6年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、全ての学校に合理的配慮の提供が義務付けられました。
- 文部科学省としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を作成・公表するとともに、教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、共生社会の実現に向けて、合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について、基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表しています。

文部科学省所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨
第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
第3 関係事業者における相談体制の整備
第4 関係事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する仕組みの整備
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口
(別紙1) 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例
(別紙2) 分野別の留意点



教職員支援機構 校内研修シリーズ



独立行政法人教職員支援機構

